

ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務 委託仕様書

1 委託業務名

ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から、令和3年1月29日（金）までとする。

3 業務目的

第四次産業革命が進展し、AI/IoT、ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）と呼ばれる潮流が到来している。

本業務では、ものづくり中小企業においてもこの潮流を捉えて、まず、IoT等のデジタル技術を活用したものづくり現場の生産性向上へ取り組めるよう、ものづくり現場の人材育成を行うとともに、設備投資の判断権者である経営層がコミットするIoT等活用戦略の作成を支援するものである。

4 本業務の内容等

（1）本業務の内容

① 契約締結の日から令和2年7月末まで

IoT等デジタル技術を活用したものづくり現場の生産性向上に係る、座学及び現場実習からなる人材育成のカリキュラム、シラバス及びテキストの作成（ただし、印刷を除く。）

② 令和2年7月から令和2年8月下旬まで

①で作成したカリキュラム等に基づく「ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾」の受講申込企業の課題整理及び現場実習に係る調整

③ 令和2年9月から令和2年12月までの概ね4か月間

「ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾」の実施

（2）ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾の受講対象者及び目指すレベル

【受講対象者】

次のすべての条件を満たす広島県内のものづくり中小企業の、現場と経営層の情報伝達ができ、将来的なDX推進のコアとなる人材を対象とする。

- ・経営層自らが取組に積極的に関与できる
- ・企業規模に合った課題設定と適切な推進体制の構築ができる
- ・モデル企業として、開示可能な範囲で、プロセス及び成果の地域展開へ協力できる

【目指すレベル】

次のことができるレベルを目指す。

- ・人の動き、設備の動き等、ものづくり現場の現場改善に有益なデータ情報を自社で見極められる
- ・そのデータ情報の収集・分析に向けたIoT等のデジタル技術の導入について、ベンダー・システムインテグレーターに提案を依頼する際、必要な要件や実現したい内容等を伝えることができる

(3) 要件

- ① 設備投資の判断権者である経営層の IoT 等活用戦略の作成を支援するため、ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾の座学研修のカリキュラム等に、経営層の受講を必須とする単元を含むこと。
- ② ものづくり IoT 推進リーダー育成塾の受講者数は、概ね 10 人・社とする。
- ③ 座学の会場は、受託者と公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「本財団」という。）が、日程と併せて協議の上、本財団が確保する。
- ④ 現場実習は、2 社以上のものづくり中小企業で実施する。
- ⑤ 必要な機材や通信環境がある場合は、受託者が用意し環境を構築すること。ただし、受講者が使用するパソコンは、本財団で用意する。
- ⑥ 現場実習後、受講者の所属企業以外からの聴講も可能とする実習報告会を開催するものとする。

5 委託料上限額

13,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務実施状況の報告

受託者は、本財団の求めがあった場合は、速やかに業務実施状況を報告すること。

7 納品物及び納期

(1) 納品物

受託者は、作成したカリキュラム、シラバス及びテキスト並びにものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾の実施結果をまとめた報告書を提出すること。ただし、提出する文書は電子データとし、電子データでの提出により難しい場合は、予め本財団に報告し、その指示に従うこと。

なお、本業務の実施に伴い作成された納品物に関して、受託者は納品物の著作権に対して著作権者人格権を行使しないものとし、本財団は無償で、受託者の同意なく自由に複製、上演、公衆送信、口述、展示、頒布及び改変することができるものとする。また、受託者は、本納品物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証しなければならない。

(2) 納期

令和 3 年 1 月 29 日（金）とする。

8 業務の適正な実施に関する事項等

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本財団と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することができない。なお、委託業務終了後においても同様とする。

(4) 立入検査等

本財団は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 その他

業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、本財団と受託者で協議して業務を行うものとする。

また、受託者は本財団と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。